

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内企業等における女性の採用や職域拡大等の取組を支援し、もって女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第9条の規定に基づく一般事業主の認定「えるぼし」取得を促進するとともに、女性活躍を一層推進することを目的に、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、別表に定める者（以下「補助事業者」という。）のとおりとす。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付基準)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助対象事業費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(行動計画の要件)

第4条 別表に定める補助対象事業者が策定する女性活躍推進法第8条の規定による一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 行動計画に定める女性活躍推進法第8条第2項第2号の規定による目標（以下「数値目標」という。）が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第8条第1号イに掲げる基準（以下「えるぼし認定基準」という。）の適合に向けたものであること。

(2) 第6条に規定する申請書提出時に数値目標が達成されていないこと。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分の変更(第9条に定める軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかななければならないこと。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記第2号様式
- (2) 経費配分書 別記第3号様式
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書 別記第4号様式
- (4) 新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金に関する誓約書 別記第5号様式

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第6号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費の合計額の20パーセントを超えない減少の場合
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第7号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 11 条 第 5 条第 3 号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第 8 号様式による遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 20 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実施状況報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示をしたときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は別記第 9 号様式のとおりとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 5 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 別記第 10 号様式
- (2) 収支実績書 別記第 11 号様式
- (3) 取得財産等管理台帳 別記第 12 号様式

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付決定の内容（第 8 条の規定による承認をしたときには、その内容）及びこれに付された条件に符合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(取得財産等の管理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条第 4 号に規定する知事が定める財産は、この補助事業により取得した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、法定耐用年数に相当する期間とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 13 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査の実施)

第 19 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、補助事業の完了または中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に符合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取り消し)

第 21 条 知事は、補助対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(事業成果の報告等)

第 22 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後においても、必要に応じ報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 20 日から施行する。

別表（第1条、第2条、第3条関係）

<p>補助金の 交付対象 者</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 新潟県内に本社又は活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体であること。</p> <p>(2) 常時雇用する労働者の数が300人以下であること。</p> <p>(3) 「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」第5条第1項に基づく新潟県の認定を受けていること。</p> <p>(4) 行動計画を策定し、当該行動計画を主たる事業所の所在地の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出ていること。</p> <p>(5) 申請日から過去3年以内に、労働関係法令に係る重大な違反がないこと。</p> <p>(6) 新潟県税に未納がないこと。</p> <p>(7) 同一の年度において既に本補助金の交付決定を受けていないこと。</p> <p>(8) 過年度において本補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(9) 同一事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>(10) 女性活躍推進法第9条に基づく認定のうち第3段階目の認定（えるぼし認定3段階目）又は同法第12条に基づく特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けていないこと。</p>						
<p>補助対象 経費</p>	<p>補助金の交付対象者が、県内で実施する事業に要する経費とし、社会通念上適切な価格で取引されたものであり、かつ、行動計画に定める数値目標がえるぼし認定基準に掲げる数値を上回っており、その達成に資すると知事が認める取組を実施するために必要な次に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="352 1077 1444 1400"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1077 582 1122">種別</th> <th data-bbox="582 1077 1444 1122">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1122 582 1317">ソフト事業</td> <td data-bbox="582 1122 1444 1317"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家謝金、講師謝金、講師旅費 ・ 委託料（コンサルティング料を含む） ・ 研修等受講料 ・ 施設等借上料 ・ その他知事が必要と認めるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1317 582 1400">ハード事業</td> <td data-bbox="582 1317 1444 1400"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費、設備等購入費 ・ その他知事が必要と認めるもの </td> </tr> </tbody> </table>	種別	補助対象経費	ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家謝金、講師謝金、講師旅費 ・ 委託料（コンサルティング料を含む） ・ 研修等受講料 ・ 施設等借上料 ・ その他知事が必要と認めるもの 	ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費、設備等購入費 ・ その他知事が必要と認めるもの
種別	補助対象経費						
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家謝金、講師謝金、講師旅費 ・ 委託料（コンサルティング料を含む） ・ 研修等受講料 ・ 施設等借上料 ・ その他知事が必要と認めるもの 						
ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費、設備等購入費 ・ その他知事が必要と認めるもの 						
	<p>次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定日より前に購入、設置、実施、契約等を実施したもの ・ 給料、賃金（人件費）その他企業が負担すべき経費 ・ 振込手数料 ・ 飲食代、交際費、事務経費その他経常的経費、事業実施に必要と認められない経費 ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係がある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（3親等内）が経営する会社等）、代表者の親族との取引であるもの ・ 消費税及び地方消費税 ・ その他補助事業の目的に照らし適当と認められない経費 						

補助対象 事業費、補 助率及び 補助限度 額	補助事業者の区分に応じ、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額を交付額とする。(ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)			
	補助事業者の区分	補助対象事業費 (税抜き)	補助率	補助限度額
	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 (ゴールド認定)	ソフト事業及びハード事業の合計額 4,000 千円	2分の1 以内	2,000 千円
	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業	ソフト事業及びハード事業の合計額 3,000 千円	3分の1 以内	1,000 千円

新潟県知事 様

(申請者)
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容

ソフト事業 ・ ハード事業 (該当するものに)

別紙「事業計画書」(別記第2号様式)及び「経費配分書」(別記第3号様式)のとおり

2 補助金申請額 金 円

(種別・申請額内訳)

ソフト事業	円
ハード事業	円

3 関係書類

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)及びその他の提出資料
- (2) 経費配分書(別記第3号様式)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(別記第4号様式)
- (4) 新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金の活用に関する誓約書(別記第5号様式)
- (5) 見積書の写し
1件あたり税込み100万円を超える取引については、原則として2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選び、これらの複数の見積書をご提出ください。
- (6) 別表に記載の行動計画の写し
- (7) 申請者の概要(会社等の概要が確認できるもの。)
- (8) 県税に係る納税証明書
- (9) 振込先の通帳等の写し(下記「4 振込先」の情報が全て確認できるもの。)
- (10) その他知事が必要と認める書類

4 補助金の振込先

金融機関名		口座種別 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)
支店名		
口座番号		□普通・□当座
フリガナ		
口座名義人		

5 連絡先

法人名称		担当者職・氏名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

6 その他

要綱第2条に定める補助金の交付対象者の条件をすべて満たします。

事業計画書

1 事業概要

申請する事業の概要			
事業実施により期待される効果	① 行動計画の数値目標 ② 現状値（申請時点の数値と時点を記載） ③ 事業実施により期待される効果 （事業の実施により見込まれる効果（直接的な効果）、その効果が数値目標の達成にどのようにつながるか）		
補助対象事業を実施する事業所	①	名称	
		所在地	
	②	名称	
		所在地	
	③	名称	
		所在地	
実施スケジュール	契約・発注日	年 月 日	
	工事着手日	年 月 日	
	工事検査完了日	年 月 日	
	支払予定日（※）	年 月 日	

※年度内かつ実績報告書の提出期限に間に合うように、補助対象品目の納品及び支払を完了する計画を策定してください。

2 その他の提出資料

(1) ソフト事業に関する添付資料

ア 実施内容が分かるもの（様式任意）

(2) ハード事業に関する添付資料

ア 配置図（様式任意）

イ 仕様・性能・整備内容が分かるもの（カタログ等の写し、工事図面 等）

ウ 着工前（現在）の図面、写真（設置場所の全景、設備ごとの写真 等）

別記第3号様式（第6条関係）

経費配分書

1 収入

区分	金額（円）	摘要
本補助金		
自己資金		
借入金		
その他（ ）		
合計(A)		

2 支出（経費配分）

（単位：円）

費目	内容	事業経費（税抜き）	左記のうち補助対象経費（税抜き）
補助対象経費合計（B）			
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）（ $C = B \times \text{補助率}$ ） （補助率）			
・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定（ゴールド認定）：1/2			
・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定：1/3			

※金額は、消費税抜きの金額を記入してください。

※変更承認申請の場合は、変更前と変更後の内容（又は金額）を2段書きで記入してください。

※同一事業について、他の補助金等との併用はできません。

別記第4号様式（第6条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

新潟県知事 様

（申請者）

郵便番号

住 所

名 称

代表者職名・氏名

私は、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、交付申請をするにあたり、次の事項を誓約します。

1 自社又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は1の(1)から(7)に該当することとなった場合は、新潟県に速やかに届け出るとともに、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金の交付決定を取り消すことを承諾します。

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

（申請者）
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
に関する誓約書

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金を活用し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に定める目標の達成に向けて取組を推進します。

また、補助事業完了後においても、必要な報告、調査に協力します。

別記第6号様式（第8条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり計画内容を変更したいので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (1) 事業内容の重要な部分に関する変更 【□有・□無】（該当するものに☑）
※詳細は事業計画書（別記第2号様式）に記載
- (2) 補助対象経費の経費区分間の額に関する変更 【□有・□無】（該当するものに☑）
※詳細は経費配分書（別記第3号様式）に記載

3 関係書類（※変更前と変更後を比較できるように記載してください。）

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
(2) 経費配分書（別記第3号様式）
(3) その他知事が必要とする書類

4 連絡先

法人名		担当者職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 今後の見通しと対策
- 4 関係書類（中止又は廃止の理由が確認できるもの）

5 連絡先

法人名		担当者職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

年 月 日

新潟県知事 様

(申請者)
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記の理由により予定の期間内に完了しないこととなったので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延の内容及び理由（※自己都合によるものは認められません。）
- 3 遅延に対する対応
- 4 事業完了予定日
年 月 日

5 連絡先

法人名		担当者職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

年 月 日

新潟県知事 様

（申請者）
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金について、下記のとおり完了したので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績

ソフト事業 ・ ハード事業 （該当するものに)

別紙「事業実績書」（別記第 10 号様式）及び「収支実績書」（別記第 11 号様式）のとおり

2 補助金の額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業実績書（別記第 10 号様式）及びその他の提出資料
- (2) 収支実績書（別記第 11 号様式）
- (3) 取得財産等管理台帳（別記第 12 号様式）の写し（※該当がある場合のみ）
- (4) 見積書及び契約書の写し
※ 1 件当たり 100 万円超の場合は 2 社以上の見積書の写し
- (5) 請求書及び領収書の写し又はその他支払証拠書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 連絡先

法人名		担当者職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

事業実績書

1 事業概要

補助対象事業を実施した事業所	①	所在地	
		名称	
	②	所在地	
		名称	
	③	所在地	
		名称	
補助事業完了年月日	年 月 日		
補助事業の内容			

2 その他の提出資料

(1) ソフト事業に関する添付資料

ア 事業実績が分かるもの（様式任意）

(2) ハード事業に関する添付資料

ア 納品書又は工事完了報告書

イ 仕様・性能・整備内容が分かるもの（カタログ等の写し、工事図面 等）

ウ 着工前、着工後の写真（設置場所の全景、設備ごとの写真 等）

別記第 11 号様式（第 14 条関係）

収支実績書

1 収入（実績）

（単位：円）

区分	金額（円）	摘要
本補助金		
自己資金		
借入金		
その他（ ）		
合計(A)		

2 支出（実績）

（単位：円）

費目	内容	事業経費（税抜き）	左記のうち補助対象経費（税抜き）
補助対象経費合計（B）			
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）（ $C = B \times \text{補助率}$ ） （補助率） ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定（ゴールド認定）：1/2 ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定：1/3			
交付決定通知書記載の補助金額（計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額）（D）			
補助金額（C又はDのいずれか低い額）			

※金額は、消費税抜きの金額を記入してください

※同一事業について、他の補助金等との併用はできません。

別記第 12 号様式（第 14 条関係）

取得財産等管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得 年月日	保管場所	備考

- 1 この台帳記載の対象となる取得財産等（取得価格又は効用の増加価格 50 万円以上）は、減価償却資産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば、一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は区分して記載のこと。

年 月 日

新潟県知事 様

（申請者）
郵便番号
住 所
名 称
代表者職名・氏名

新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金
に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた標記補助金により、
取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟県女性に魅力ある職場づくり支援事業
補助金交付要綱第 18 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格および時価
- 3 処分の方法
- 4 処分理由
- 5 連絡先

法人名		担当者職・氏名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			